

公会堂市民交流事業「公会堂みんなのステージ」実施要項

1 内容

音楽やダンス、演劇、舞踊、大道芸、話芸など、文化芸術の活動をしている個人・団体の皆さんが、日頃の成果を披露できるステージ発表の場を提供します。

2 目的

- (1) ステージ発表の出演者が、日頃の活動成果を観覧者に披露することにより、活動意欲のさらなる向上を図ります。
- (2) ステージ発表をとおして、市民が気軽に楽しく多様な文化芸術に直接触れることで、文化芸術の裾野が拡大するきっかけとします。
- (3) ステージ発表をとおして、公会堂周辺の市街地の賑わいづくりをめざします。

3 利用場所

米子市公会堂 大ホール、ホワイエ

4 利用日時

大ホール、ホワイエの貸館予約が入っていない日の 午前10時から午後9時の間

※準備・リハーサル・撤収を含み、2時間以内とします。利用可能日は、他の予約状況を確認して、利用日の属する月の前々月の月初めに確定します。

(例) 4月中の利用可能日→2月初めに確定

5 利用方法等

利用は登録制とします。【公会堂「みんなのステージ」利用登録申込書】により申し込んでください。

(1) 登録申込先

米子市文化振興課または米子市公会堂

利用登録申込書に記入し、直接持参するか、電子メールにより提出してください。

※登録された団体・個人に、毎月1～5日頃の間に翌々月の利用可能日を、公会堂からメール等で連絡します。利用希望者は、利用日の前月の15日までに公会堂に直接申し込んでください(先着順)。

(例) 2月1～5日頃に4月の利用可能日を連絡
→3月15日までに利用申し込み。

(2) 利用申込先

米子市公会堂（通常の使用許可申請書により申し込み）

(3) 使用料

ア 会場使用料、冷暖房使用料は無料です。

イ 舞台、音響、照明等の設備器具、その他備品の使用料は利用者負担とします（通常の使用料の半額）。ただし、準備完了後は、公会堂スタッフによる舞台・音響・照明等の操作・調整はできません。

(4) 利用条件

ア ステージ発表は、公会堂に来館する不特定多数の人が自由に観覧できるとし、観覧料は無料としてください。

イ ステージ発表については、出演者がチラシ・SNS等さまざまな方法で事前のPRに努めてください。

ウ 楽器や機材などの持ち込みは自由とします。

エ ステージ発表の際に、出演者の公演予定のチラシ配布やポスターの掲示、メンバー募集などを行うことができます。

オ 出演者に関する物販等はできません。※キッチンカー等の便宜販売を除く。

カ 利用に関しては、必要に応じ、利用者、米子市公会堂及び米子市文化振興課で協議の上決定します。

6 その他

ステージ発表の様子を、米子市の広報紙・ホームページ・SNS等に掲載する場合があります。

【利用登録申込・問合せ先】

- ・ 〒683-8686 米子市東町1 6 1 番地2
米子市経済部 文化観光局 文化振興課
電話:0859-23-5436 FAX:0859-23-5414
e-mail:bunka@city.yonago.lg.jp
- ・ 〒683-0812 米子市角盤町2 丁目 6 1 番地
米子市公会堂
電話:0859-22-3236 FAX:0859-22-3237
e-mail:publichall@yonagobunka.net